

保護者の皆様へ

柴崎保育園・民営化だより

平成29年2月10日 第2号

まだまだ厳しい寒さが続いています、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、柴崎保育園では平成32年4月に民営化を予定しており、これまでも説明会を開催しています。2月4日に第5回の柴崎保育園民営化保護者説明会を開催させていただきました。

当日は、昨年度の説明会と同様、立川市が置かれた状況や市立保育園を民営化しなければならない理由のほか、昨年4月に民営化した江の島保育園の実施経過、平成30年4月に民営化する予定の栄保育園を例にした事業者選考の方法などについてご説明しました。

当日の主な説明内容と質疑応答につきましては以下のとおりですので、添付した資料（パワーポイントで作成した資料）と合わせてお読みいただければと思います。

なお、説明会では、添付の資料のほか、「市立保育園民営化Q&A集」をお配りしましたが、昨年度、在園児の保護者全員にお配りしたQ&A集とほぼ同じ内容のため、今年度入園した児童の保護者以外にはお配りしていませんので、配布を希望される場合は、園に申し出てお受け取りください。

【説明会での主な説明内容】

（１） 市立保育園の民営化について

① 保育を取り巻く状況と立川市の保育実施状況（資料1・2P参照）

女性の社会進出や保護者の就労形態の多様化などにより、保育需要が高まった結果、首都圏を中心に待機児童が増えており、立川市でも平成28年度には196人の待機児童が発生しています。平成21年度と28年度の立川市の状況を比較すると、乳幼児人口が200人弱減っている一方で、保育園への申込者は500人以上増えており、保育に対する需要が非常に高まっている状況です。

また、立川市では、平成28年4月現在、市立と私立を合わせて32の認可保育園があり、合計で3,415人の児童が在園しているほか、認証保育所や小規模保育事業所、家庭的保育者の施設も17あり、0～2歳児を中心に213人の児童が在園しています。

② 保育園の運営経費と負担割合の推移（資料2・3P参照）

保育園の運営経費については、保護者の皆様から徴収している利用者負担額（保育料）のほかに、国と都からの負担金、及び市による負担金で賄われていますが、市立保育園の場合は国からの負担金がまったくなく、都の負担金も全体で900万円程度のため、市の負担が非常に大きくなっています。

国・都・市の負担割合の推移をみると、昭和59年度までは市立保育園でも国と都から運営経費の9割にあたる負担金が補助されていましたが、徐々に制度が変わり、平成16年度以降は基本的に私立保育園だけが補助の対象となりました。このように、市立保育園に対する国や都の負担金がほぼなくなったことが民営化を進める大きな要因になっています。

③ 立川市の財政状況と行財政改革（資料3・4P参照）

立川市では近年、市税収入について大きな伸びがなく、ほぼ横ばいの状況であることに加え、今後、国による法人市民税についての制度改正等が進むと、財政状況がより厳しくなることが想定されます。

また、保育園の運営経費を含む社会保障関係経費が以前と比べると大幅に増加していることなどから、今後は経済情勢を見据えた上で、どのように市政運営を進めていくかが課題となっています。

このため、立川市では様々な手法により行財政改革を進めていますが、従来市の直営で運営していた施設についても可能な範囲で民間による運営に委ね、サービスの向上や効率的な運営を図ることにしており、市立保育園の民営化も、そういった行財政改革の取組の一環として進めているものです。

④ 民営化の実施理由・効果、経過と予定、対象園選定理由（資料 5・6P 参照）

民営化する理由としては、前述の国や都の財政支援の廃止や市の厳しい財政事情のほか、待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応ということがあります。市立保育園のままだと、市の財政状況等から建替えは難しいのですが、民間に委ねれば改築が可能で定員も増やすことができるほか、延長保育の時間拡大などサービス向上も図れることから、民営化を進めることになったものです。

また、民営化によって生まれた財源については、待機児童解消のための施設整備や子育て支援の施策等に活用しており、これまでも私立保育園の新設等を行って定員枠を拡大しているほか、延長保育や産休明け保育、育休明け入園予約制度などに補助金を出して保育サービスの充実を図っています。

民営化については、平成 20 年 3 月に市立保育園 11 園のうち 5 園を民営化することを決め、1 園目として平成 23 年 4 月に西砂保育園を民営化し、その後西砂保育園の検証を行った上で平成 26 年 4 月に見影橋保育園、平成 28 年 4 月に江の島保育園を民営化しました。今後は平成 30 年 4 月に栄保育園、平成 32 年 4 月に柴崎保育園を民営化する予定です。なお、民営化の対象園については、地域的なバランスや園舎の老朽度など様々な観点から評価をし、決定しています。

⑤ 民営化による変更点と影響や不安への対応（資料 6・7P 参照）

民営化した場合の大きな変更点としては、運営主体が市から事業者（社会福祉法人）に変わること、それによって保育する者も市の職員から事業者の職員に変わるという点です。職員の配置人数については市の基準に基づきますので大きく変わることはありませんし、利用者負担額（保育料）や入園・継続の申請についても、市立保育園の場合と変更はありません。

また、保育者が変わるということは子どもたちにも影響がありますし、保護者の不安もありますので、「立川市立保育園民営化ガイドライン」に基づいて、引継ぎ保育や合同保育を実施するとともに、三者懇談会の開催や民営化だよりの発行なども行っていきます。

（２） 江の島保育園民営化の実施経過について

① 民営化のスケジュールと三者懇談会の内容（資料 7・8P 参照）

民営化のスケジュールについて江の島保育園を例に説明すると、民営化 2 年前の平成 26 年 4 月に事業者選考委員会を設置して、事業者の公募、選考を進めました。その後、引継ぎ準備期間を経て、平成 27 年 10 月から引継ぎ保育を実施し、平成 28 年 4 月に民営化しました。そして、民営化後 3 か月間、市の職員が 3 名残って合同保育を行い、問題がないと判断したため、平成 28 年 7 月からは事業者のみの運営に移行しています。

一方、事業者選考後から合同保育が終了するまでの間は三者懇談会を定期的に行いましたが、1 回目に事業者の紹介をしたあと、2 回目のクラス懇談会の中で事業者の保育内容等を説明し、その後は引継ぎ保育が始まる前の平成 27 年 9 月から 2 か月に 1 回の割合で開催し、いろいろな意見交換をしながら、民営化に向けて不安や問題点等の解消を図ってきました。

② 引継ぎ保育の実施状況と合同保育の実施予定（資料 8・9P 参照）

引継ぎ保育については、事業者の保育士と子どもたちが信頼関係を築いていただくというのが一番の目的です。江の島保育園の場合には、平成 27 年 10 月から、園長と主任保育士、各クラスの担任保育士の予定者計 7 名が週 4 日の勤務で引継ぎ保育に入り、子どもたちとコミュニケーションを図ったほか、早番や遅番の勤務にも入って、保護者と顔を合わせる機会も増やしました。また、平成 28 年 2

月からは事業者の看護師や栄養士も園に入り、業務の引継ぎを行いました。

引継ぎ保育における子どもたちのようすについては、最初は戸惑う子もいたのですが、それも少しの期間で落ち着いて、11月にはほとんどの子が従前と変わりなく過ごすようになりました。家庭でも最初は落ち着かないようすも見られたようですが、1か月もしたら今までと変わらずに過ごしているという報告がほとんどでした。ただ、「まだ新しい環境に慣れていない」というような声もありました。

また、合同保育においては、園長と乳児・幼児の担任保育士各1名の計3名の市職員が残って、事業者による保育をサポートしました。3名の職員が残ってフォローしていくことはガイドラインにもうたっていることですので、今後の民営化においても引き続き行っていく予定です。なお、期間は原則3か月ですが、子どもたちが慣れない状況等があれば最長1年まで延長して対応していきます。

③ 園舎の改築・改修、延長保育の時間拡大（資料10P参照）

民営化においては、事業者を募集する段階で、民営化後の一定期間内に定員を30人程度増やした園舎に改築していただくことを義務付けています。柴崎保育園については民営化の翌年度で、保育が落ち着く平成33年度あたりの改築を考えており、改築後は100～110人規模の園舎になる予定です。江の島保育園は諸事情により民営化と同時に仮設園舎に移り、今年の夏前に定員110人の新園舎（従来は81人定員）が完成する予定ですが、このように、そのときの状況により、保護者の皆さんの理解を得た上で時期を変更させていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

また、民営化では延長保育時間について1時間以上に拡大する提案をいただくことになっており、江の島保育園では従来の30分（18:30～19:00）が1時間（18:30～19:30）に拡大されました。今後の民営化においても、延長保育および通常保育の時間設定については、事業者の提案内容を踏まえ、三者懇談会等で保護者の皆さんからご意見をいただいた上で決定していくことになります。

（3） 事業者選考について

① 事業者選考委員会の設置と選考スケジュール（資料11P参照）

事業者選考にあたっては第三者による事業者選考委員会を設置しますが、委員会は、保育に関する学識経験者と会計士又は税理士、認可保育園の園長経験者各1名と、民営化する保育園に通う児童の保護者3名の計6名で構成して審査を進めていただきます。

事業者選考のスケジュールについて栄保育園を例にして説明すると、まず事業者選考委員会の保護者委員を募集しますが、希望者が多かった場合には選考をさせていただきます。その後資料に記載のスケジュールで計8回選考委員会を開催して事業者を決定していきますが、第2次審査の公開プレゼンテーションについては、選考委員以外の保護者（希望者）にも参加していただいて開催します。

② 事業者の選考方法と審査基準、栄保育園の選考結果（資料12・13P参照）

選考方法については、まず第1次審査として書類審査を行い、事業計画の内容や事業者の財務状況などを評価し、3者程度に絞ります。その後第2次審査として公開プレゼンテーションや選考委員によるヒアリング、法人が運営する保育園の見学を行い、総合的に評価して決定します。

審査基準については、これまで民営化した園の基準を基に、選考委員会で協議して決定していただきますが、栄保育園の場合には資料に記載の評価項目に基づいて審査を行い、それを点数化して合計点が一番高い事業者を運営事業者に決定しました。

なお、栄保育園の事業者選考においては、最終的に参加申し込みをした事業者は2事業者（社会福祉法人）で、第1次審査では両事業者とも一定の評価を得たため第2次審査に進めましたが、最終的には、第2次審査において保育内容が高く評価された、社会福祉法人修敬会（青梅市）が運営事業者に選定されました。

【主な質問と回答】

Q 1. 柴崎保育園で実施されている行事については民営化後も引き続き実施するとのことですが、どのレベルまでの行事を言っているのですか。園だよりに書かれていないような行事まで含むのですか。

A 1. 毎年お配りしている「年間行事予定表」に掲載している行事については、引き継ぎ期間中に事業者に見学してもらって、基本的には同じような内容で実施していただくことを考えています。クラスごとに行うような小さな行事については、事業者の判断で実施していただくことになります。

Q 2. 卒園にあたり、卒園式や茶話会の打ち合わせを先生方と行うことになりますが、民営化する前年度（31年度）に卒園する場合、いろいろな調整を行う主体は市の先生方という理解で間違いありませんか。

A 2. 市の職員と調整をしていただくという理解で間違いはありません。

Q 3. これまで柴崎保育園を卒園すると、翌年度の夏祭りや運動会の招待状が来たりするということを聞きますが、卒園した翌年度に民営化されても、同じように招待していただけるのですか。

A 3. 業務の引き継ぎの中で、「例年、卒園児を招待しているので、来年度も同じようにお願いします」ということを伝えていきますので、ご心配いらないと思います。

Q 4. 保育園の園庭等には卒園児の記念製作等が設置されていますが、そういったものを民営化後に運営する事業者が処分することはないと思いますが、きちんと残していつもらえるのでしょうか。

A 4. 運営は事業者に移りますが、「柴崎保育園」という名前は引き継いでいただきますので、新しい保育園になるという認識ではなく、以前からある柴崎保育園というものがずっと続いていくことになります。したがって、そういった記念製作等も当然残して、大切に管理していただくことになります。

Q 5. 園舎の改築については基本的には民営化の翌年度に行うという説明でしたが、仮設園舎の敷地等については目途が立っているのですか。

A 5. 柴崎保育園の周辺には仮設園舎を建てられるような市有地が見当たらない状況ですので、現時点では、保育園の園庭か北側の駐車場に仮設園舎を建てて改築を進めるというのが保護者の皆さんにご不便をかけない選択ではないかと思っていますが、まだ時間がありますので、改めて周辺の市有地等を確認した上で相談をさせていただきたいと考えています。

Q 6. 民営化の事業者選考委員会には保護者の委員が3名加わることになっていますが、これまでの事例では積極的な応募があったのですか。

A 6. 民営化が始まった頃は保護者の皆様の関心も高かったのでそれなりの応募がありましたが、昨年事業者選考を行った栄保育園の事例では、当初からの応募は少ない状況でした。委員会出席のための時間を取りづらい状況や、勤務先の規定などにより、委員を務めていただける方が少ないのが実情です。

Q 7. これまで民営化した園の事業者選考委員会の審査過程等は公開されているのですか。

A 7. 審査においては、参加した法人の財務状況など公開できない情報についても審査を行っていますので、すべての内容は公開していませんが、第2次審査の事業者によるプレゼンテーションや、事業者が運営する保育園での現地審査のようすなどは公開して行っています。

Q 8. 運営事業者に決定した法人の保育方針等が保護者の考えに合わない場合は、転園などの希望を優先的にかなえていただけるのでしょうか。

A 8. 転園につきましては他の転園希望者と同様の手続きをしていただき、お子さまの保育を必要とする度合（指数）により利用決定をさせていただきますが、同じ指数の方が複数いた場合には、保護者の勤務日数・時間等の状況のほかに、ご質問のような事情も加味して判断をさせていただきます。

※ Q8 につきましては、メールでお寄せいただいたご質問に対する回答になります。

民営化に関する問い合わせ

立川市子ども家庭部保育課

電話番号 523-2111 内線 1320 FAX 番号 528-4356

電子メール hoiku@city.tachikawa.lg.jp

民営化相談専用メール enkatsuiko_hoikusodan@city.tachikawa.lg.jp